

第8期 雲南市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和5年9月21日（木） 13:30～14:19
2. 場 所 市役所3階・301会議室
3. 出席委員（17名）
4. 欠席委員（2名）
5. 事務局又は説明者
6. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 諸報告
 - 日程第3 議案の上程
 - ・議第26号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
 - ・議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議第30号 農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについて
 - ・議第31号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について
7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第3回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第26号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書5ページ、議第26号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。6ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。 (担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>番号1番から7番、〇〇町〇〇です。地目は田1筆、畑6筆で関係者は1名、合計面積は4,464㎡です。令和5年9月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりで。</p> <p>番号8番、〇〇町〇〇です。地目は田1筆で、関係者は1名、面積は2,688㎡です。令和5年9月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりで。</p> <p>番号9番から11番、〇〇町〇〇地区です。地目は田3筆で関係者は2名、合計面積は2,845㎡です。令和5年9月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとお</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>りです。</p> <p>番号1番から11番の各筆数は田5筆、畑6筆、合計11筆で、面積は田7,546㎡、畑2,451㎡、合計9,997㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第26号についての説明を終わります。次に、質疑はございますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第26号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第26号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第27号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、議第27号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は7件の申請が出ていますので説明します。議案書8ページをご覧ください。図面資料は4ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は127㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請地は先月の総会で今回の譲渡人が市から払い下げを受けた農地です。先月も説明しましたとおり、今月は譲渡人から耕作者である譲受人への所有権移転のための申請です。周囲の農地と合わせて今後も耕作をされるということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,899㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を拡大するということです。譲受人は隣接する農地で耕作をしておられ、所有権取得後は申請地も同様に耕作をしていくということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>面積は639㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。譲受人は周辺の農地で耕作をしており、所有権取得後は申請地も同様に耕作をしていくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,809㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。申請地は譲受人の田と隣接しており、所有権取得後は申請地も一緒に耕作をしていくとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は566㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,084㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請地は既に譲受人が耕作しており、今後も変わらず耕作をしていくとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,981㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は農地を相続したが管理ができないため譲り渡す。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請地は茶畑となっており、譲受人所有の茶畑と隣接しています。既に申請地も譲受人が管理しており、今回改めて所有権移転の申請を出されたところです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議 長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p> (補足説明なし)</p> <p>議 長 無いようですので、議第27号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議 長 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議 長 討論を終わります。お諮りいたします。議第27号農地法第3条の規定による許可申請</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第27号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第28号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第28号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書12ページをご覧ください。図面については19ページからです。 (担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は145㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は農家住宅兼納屋を建築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、昭和61年にこの住宅を建築したが、農地法の認識不足により、転用の手続きをしないまま今まで利用してしまったとのことです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は9.9㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は遠方にある墓地を申請地に移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は152㎡です。転用目的及び転用理由は家族の新たな同居に伴い、車庫兼農機具庫及び駐車場を整備するとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じで、確認委員は議案書のとおりです。以上報告いたします。ご審議についてよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
1 番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
1 番	<p>はい、1番です。申請番号1番の件ですが、確認は推進委員に行ってもらいましたが、聞き取りは私の方で行いましたので報告します。転用事業者は遠方にお住まいですので、行政書士から聞き取りをしています。経過としては、親族が亡くなったことにより相続登記の手続きを進めている中で、当該地の無断転用が判明しました。転用目的は住宅兼納屋ですが、始末書が出されており確認しますと昭和61年頃には既に現状の状態にされていたようです。申請地は母屋の近くで収穫物の保管、農機具倉庫として使用するために便利であり選定されました。始末書ですが、農地法の認識不足から手続きをせずに転用していたことをお詫び申し上げますということですのでよろしくご審議の程をお願いいたします</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>す。</p> <p>他に補足説明はございませんか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第28号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第28号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第28号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書14ページをご覧ください。図面については28ページからです。 (担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は279㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟74㎡及び駐車場を整備されます。転用理由は分家のため、申請地を借り受け、住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。なお、農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は264㎡、地目及び土地代は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟99㎡及び駐車場を整備されます。転用理由は現在の住まいが手狭となったため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することが出来ない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>なお、申請番号1番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会の諮問案件となりますので、この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますのでご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、議第29号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第29号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに本案件のうち申請番号2番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第29号農地法第5条の規定による許可申請については、申請番号2番の案件を申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第29号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可が適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議題30号農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第30号農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについて説明します。議案書16ページをご覧ください。図面については36ページからです。</p> <p>(担当者から法及び様式の説明有り)</p> <p>申請地は〇〇町〇〇の2筆です。この土地は、太陽光発電施設の設置のため令和5年6月20日に5条の転用許可を出しています。当時の権利種別は地上権設定です。許可後、再び地元へ事業説明されたところ最終的に隣接住民からの理解が得られなかったとのことで、譲渡人、譲受人ともに事業実施を断念されたとのことです。なお、7月の総会時において内規に関する申し合わせでもご説明したように、太陽光発電を目的とした転用申請につきましては、今年6月から任意を含む追加書類の提出を求めているところです。事業に対する同意書については任意提出ではございますが、事業計画者へは隣接の耕作者や住民に対し、十分配慮して事業を実施するよう働きかけたいと考えています。以上について、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第30号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第30号農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第30号農地法第5条の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第31号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてを議題とします。農林振興部農業畜産課より説明を求めます。</p>
農業畜産課	<p>それでは、令和5年7月末申出分の農用地区域の変更等についてご説明いたします。今回の農業振興地域整備計画の変更は、農用地区域からの除外が10件、用途区分の変更が1件あります。このうち、追認案件は〇〇1件、〇〇1件の計2件、第1種農地の除外案件は〇〇1件、〇〇1件の計2件です。それでは、議案書17ページ、議第31号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてをお手元にご用意しております農業振興地域整備計画変更理由書案によって、ご説明いたします。</p> <p>はじめに、除外について〇〇町から説明します。〇〇農業振興地域整備計画変更理由書案の1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は2件で、除外面積は7.5アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。変更土地調書には変更する土地の地番、地目、面積、土地所有者、事業計画者、変更する理由、転用の確実性を記載しています。整理番号1番から説明します。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地の拡張です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅の整備です。6ページは変更要件確認表ですが時間の都合上、説明は省略いたします。また、事業計画図につきましても先月の総会で事業計画図を配布しておりますので説明を省略いたします。その他の町におきましても、変更要件確認表と事業計画図の説明は省略いたしますのでご了承願います。</p> <p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は2件で土地の面積は14.2アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は資材置場、駐車場の整備です。</p> <p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は3件で土地の面積は34.0アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は駐車場の整備です。整理番号2番、〇〇の3筆で除外の理由は工場、資材置場の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅の整備です。</p> <p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は3件で土地の面積は11.9アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の5筆で除外の理由は電柱の設置です。整理番号2</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>番、〇〇の1筆で除外の理由は電柱の設置です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は変電所の設置です。</p> <p>続いて、用途区分の変更について説明します。〇〇農業振興地域整備計画変更案の用途区分の変更分について説明します。1ページと3ページをご覧ください。用途区分を変更する件数は1件で土地の面積は5.4アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で用途変更の理由は農業用倉庫の整備です。なお、本案件について先月の総会においては、農用地区域から除外する案件として説明しておりましたが、土地の用途がすべて農業用であるため用途区分の変更として処理することにいたしました。以上で説明を終わりますので、ご審議の程をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、農業畜産課の担当者より説明がありました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第31号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第31号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 <div style="text-align: right;">(14:19終了)</div></p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____